

令和3年度 大学教育再生戦略推進費 「基礎研究医養成活性化プログラム」 申請書

代表校名 (連携校名)	滋賀医科大学 (京都府立医科大学、大阪医科薬科大学) 計3大学
事業名	地域で活躍するForensic Generalist, Specialistの育成

事業の構想等

1. 事業の構想 ※事業の全体像を示した資料(ポンチ絵A4横1枚)を末尾に添付すること。

(1) 全体構想

①事業の概要等

正確な死因究明によって、効果的予防対策が立案でき、防ぎ得る内因死や外因死の予防につながる。また、被虐待者や犯罪被害者に対する適切な対応や矯正医療は、臨床現場において法医学的アプローチを要する。いずれも地域の安全・健康増進に資するため、その人材育成は急務である。国内で先進的な死因究明活動や法医学に関係した多くの臨床業務を行っている滋賀医科大学を中心に、地域で活躍する医師・歯科医師を養成する。さらに、十分な法医実務の実績がある京都府立医科大学及び大阪医科薬科大学といった国公立の立場が異なる医系大学同士が連携することで、互いの専門性を有効に活用した質の高い教育プログラムを構築する。修了後は連携校における助教ポストや研究医コース修了者の特任教員ポストを有効利用することなどで、実務や研究を継続できるようにする。その成果は、地域における治安維持・公衆衛生の向上という実績をもって還元していく。

②大学・研究科等の教育理念・使命(ミッション)・人材養成目的との関係

死因究明は、社会全体が追求していくべき重要な公共性を有する。正確な死因を究明することで、防ぎ得る内因死や外因死の効果的予防対策が立案できる。死因究明等推進計画では、その公益性に鑑み、各地方において死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備を掲げている。死因究明等推進計画を受けて、滋賀医科大学(以下、滋賀医大)の法医学部門教授が滋賀県死因究明等推進協議会の会長に就任し、県内の死因究明体制の整備に着手した。そして、全国で初めて問題点と効果的解決策をまとめた「第一次提言」を知事に提出し、早急な解決に向けて人材育成等が急務であることを明記した。本提言は内閣府でも評価され、まさに人材育成に向けた体制を構築するところである。

さて、滋賀医大では、地域の特徴を生かしつつ、特色ある医学の教育、研究等により信頼される医療人の養成をミッションとして掲げている。連携校である京都府立医科大学(以下、京府医大)も、世界トップレベルの医学を地域へ提供するという使命から地域医療に従事する医師を育成している。さらに、大阪医科薬科大学(以下、大阪医薬大)では、「医育機関の使命は医学教育と医学研究であり、またそれらは実地の医療に活かすことで達成される」ということを建学の精神として掲げている。したがって、代表校及び連携校ともに、地域で活躍する医療従事者を養成することが共通の使命となっている。3校の法医学教室は、いずれも近畿地区の法医実務に従事し、その解剖数は年間で計約400体となる。さらに、法医学に関する臨床業務にも携わっており、特に代表校では地域と連携した予防や安全確保に向けた特色ある活動を実施している。したがって、前記の使命を果たすべく教育を行うには十分な環境が整っている。

本プログラムによって質の高い研究医が養成されれば、正確な死因究明等の活動が推進し、得られた知見を予防に資することで、地域住民の健康増進や安全確保に寄与できる。そこで、地域の特徴を生かしながら社会に貢献するという使命にしたがって、正確な死因究明等を行い、リサーチマインドをもって地域に貢献できる人材を養成することを目的とする。

③新規性・独創性

- 1) 法医学に関する臨床医学の実践によるForensic Generalistの育成
 滋賀医大では地域社会及び行政との連携をもとに以下の取り組みを行っている。
- a. 被虐待児の診察・鑑定（滋賀県健康医療福祉部子ども・青年局の委託）
 - b. 被虐待高齢者の診察・鑑定（近江八幡市長寿福祉課の委託）
 - c. 犯罪被害者・家族への心のケア（心のケア相談窓口の運用）
 - d. 矯正医療の実践（法務省大阪矯正管区の委託）
- 以上の臨床業務は、法医学に関係する知識を活かした実践の場と考えられている。したがって、当該機関と有機的に連携することで、十分な教育環境が確保されている。さらに3大学における常勤医師はいずれも臨床経験を有し、臨床業務に対する質の高い教育が実践できる。このような取り組みは他にみられず、したがって新規性は高いと考える。
- 2) 地域を挙げた質の高い死因究明体制への参加
 滋賀県では質の高い死因究明等への取り組みを継続的に実践しており、その取り組みについては「滋賀県死因究明等推進協議会の歩み」（2019年3月発行）で紹介されている。定期的を実施される死因究明等推進協議会（会長は滋賀医大一杉教授）には厚生労働省（2020年3月までは内閣府）死因究明等推進室の方も陪席されている。そして、本県の取り組みが先進的との評価を得て、内閣府発行の「死因究明等の推進に関する事例集（2019年3月発行）」でも紹介されている。また、滋賀県における死因究明等推進への取り組みについては、2019年7月に行われた総務省行政評価局における調査でも、国内で先進的との評価を頂戴した。このように、死因究明等推進基本法に則った、質の高い取り組みが実施されている。特に死因究明等推進協議会（知事部局、検察、警察、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、保健所長会、大学の代表者で構成）が中心となり、死因究明等に関する様々な内容を定期的に議論し、地域の関係機関・団体と連携することで以下のような取り組みを実践している。
- a. 予防に向けた小児死亡例の調査（死因究明等推進協議会で実施）
 - b. 在宅死亡に関する研修会の実施（滋賀医大法医学主催、滋賀県健康医療福祉部、滋賀県医師会及び滋賀県薬剤師会共催）
 - c. 大規模災害時の死体検案・身元確認・遺族対応訓練（県、警察、医師会、歯科医師会、おうみ犯罪被害者センター等が共同実施）
 - d. 医療事故調査制度の円滑な運用（滋賀県医師会、滋賀医大による医療事故調査解剖（承諾解剖）制度の運用）
 - e. 新型コロナウイルス感染症への機動的対応（異状死体に対するPCR検査の実施）
- 以上のように、質の高い死因究明制度の応用によって実施されている現場に研究医が参加することで、継続した死因究明体制維持の重要性及び法医学の知識を活かした実践的運用能力を理解でき、学びを終えた後も活動の場が確保される。したがって、新規性が高いと考える。
- 3) 3校ならではの利点が活かされる
 連携する3校はJR東海道線あるいは名神高速道路近隣に位置しており、比較的短時間で移動可能である。それぞれの大学における臨床各科との結びつきが強く、養成プログラムにおいても臨床領域の幅広い内容が教授できる。京府医大と滋賀医大とは、人事交流や共同研究を行っており、それぞれの教授が互いの大学の客員教授として教育や研究指導を行っている。さらに図のように、3校は主たる研究領域が異なることから、必ずしも盤石でない領域について補完しあっている。したがって、3校の法医学が連携し、専門性の高い分野を互いに提供することで幅広い視野を持った質の高い研究医を育成する理想的な教育プログラムを構築できる。さらにプログラム終了後のポストについても円滑に連携利用できると考え、本事業の特徴と考える。

④達成目標・アウトプット・アウトカム（評価指標）

（達成目標）

本事業が実施されることで、まずは死因究明に従事する人材が確保できる。わが国の死因究明制度は十分ではなく、正確な死因が究明されないことによる犯罪の見逃しや民事上の紛争も散見された。このような現状から、わが国では死因究明及び身元確認の体制強化及び充実が喫緊の課題とされている。特に2019年には全国で167,808体の異状死体、19,323体の法医解剖が行われているが、全国で法医実務に専門的に取り組む能力があると認められた日本法医学会の法医認定医は144人

（2020年4月）と少ない。したがって、質の高い死因究明が行えない地域がある。昨年4月から死因究明等推進基本法が施行されたが、その中で、死因究明等に関する専門的知識を有する人材を確保することを基本的施策に掲げ、人材の育成を図ることを国や大学の責務として掲げている。したがって、本事業は法で定められている施策を実現すべく人材を育成できる。

さらに、実地臨床で活躍する医師・歯科医師が法医学に関係した知識を学ぶことで、より社会に貢献できる医師・歯科医師が養成される。すなわち、被虐待児童・高齢者への正しい診断に基づく早期発見と安全確保が可能になる。さらに犯罪被害者やその家族に対する心身のケアを推進することができ、本年3月に制定された第4次犯罪被害者等基本計画において重点課題として挙げられている「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」に貢献できる。また、大規模災害時の死体検案・身元確認に従事できる医師・歯科医師が養成できることから、都道府県の防災計画に基づく活動を円滑に実施できる。さらに、矯正医療に従事する医師や歯科医師が不足しており、矯正医官特例法などによって医師の確保に務めているところ、その解決にも貢献できる。

以上のように法医学領域の専門家（Forensic Specialist）、法医学の知識を備えた医師・歯科医師（Forensic Generalist）を養成する本事業は、死因究明等に関する地域の施策を円滑に進めること及び地域のヘルスプロモーションやセーフティプロモーションに寄与することになる。

（アウトプットと評価指標）

・教育プログラム・コース等の開設数と開設時期

主として課程コースを3コース、インテンシブコースを1コース開設する。

Forensic Generalist

1) Forensic Physician 養成コース（2022年度開講）：主として法医学に関する知見や能力を備えた臨床医を育成するコースである。医療現場で遭遇する異状死に対して適切な死体検案ができること、被虐待児や被虐待高齢者の診察を行い、損傷発生機序を正確に判断できること、犯罪被害者や死者の家族などに対する適切なグリーフケアができることなどを到達目標とする。また、矯正医療や性犯罪被害者の診察等に従事することも望まれる。

2) Forensic Dentist 養成コース（2022年度開講）：主として法医学に関する知見や能力を備えた歯科医を育成するコースである。まずは全身を視て死亡の概要を理解できるようにする。そして、死体の歯牙を観察してデンタルチャートを正しく作成できること、身元確認作業が行えること、被虐待児や被虐待高齢者の診察を行い歯科所見やバイトマークの有無を確認すること、顎顔面損傷発生機序を正確に判断できることなどを到達目標とする。

3) Police Doctor 養成コース（インテンシブコース、2022年度開講）：主として地域で活躍する医師や歯科医師を対象に、基礎的内容を集中的に学ぶコースである。到達目標は、警察協力医として死体検案、身元確認および被虐待者の診察に従事できることである。

Forensic Specialist

1) Forensic Specialist 養成コース（2022年度開講）：法医実務や鑑定を主たる業務とし、法医学の専門家を育成するコースである。法医解剖を執刀でき正しい法医鑑定ができること、法医学における幅広い知識を具有すること、裁判において正しく科学的知見を述べられること、法医学に関する研究に従事できることなどを到達目標とする。

・死因究明データベースの構築時期

現在、3大学の法医学教室では、それぞれの大学における剖検例についてデータベースを構築して管理を行っている。しかし、剖検以前の救急医療や死体検案時の状況などについての情報は含まれておらず、個々の症例に対して死体検案医、身元確認歯科医、救急医等とシームレスなディスカッションを行うには不十分である。したがって、各大学とも、2022年度までにシームレスなデータベース構築を完成させ、さらに2023年度には3大学で共有できるようにする。そして、2024年度以降は、データベースに基づいた分析や教育が行えるようにし、多職種での検討会を実施する。

なお、滋賀県においては、死因究明等推進協議会が中心となり、2015年から2017年に県内における小児死亡例を解析してきた（Child death review: CDRの実践）。また、厚生労働省のCDRモデル事業においては、2018年から2020年の小児死亡例に対して死亡小票と診療にあたった医療機関などを紐づけし、死亡の背景を詳細に調査した。そこで、2023年度までに県内の小児死亡例に特化したデータベースを作成し、小児の防ぎえる死予防に向けた施策推進を行えるようにする。

さらに滋賀県では、滋賀県警察交通部と滋賀医大法医学が共同して、県内の全交通死亡事故を分析し、死亡に至った背景、死を予防すべく施策の検討を行っている。これらについて、2023年度までにデータベースを作成し、地域の交通事故予防と交通事故死者低減に向けた施策推進に寄与する。

・教育プログラム・コース等の履修者数

5年間で、3つの課程プログラム履修者を7人以上、1つのインテンシブコース修了者22人以上を目標とする。

（アウトカムと評価指標）

・事業成果の発信状況

まずは当該事業に関するサイトを設け、3大学のホームページとリンクさせる。そして、事業内容や成果について逐一公表していく。また、各府県では警察、警察協力医、法医学関係者等が研鑽を深める会（滋賀県法医学会、京都府警察医会、大阪府警察医会）がある。その中で、主として履修者が中心となって成果を発信させるとともに、キャリアパスについても紹介していく。さらに、学術的な成果については関連学会や研究会（日本法医学会、死因究明・身元確認システム研究会、日本法医病理学会、法医画像研究会、日本法中毒学会、日本DNA多型学会等）で積極的に発信し、各大学における履修者増加につながるような話題提供を行う。

・教育プログラム・コース等を修了後の人材のキャリア

まずは、盤石な死因究明体制の維持に資するべく、法医実務に関連したポジションへの就任を促す。特に、実地臨床家については、警察協力医として死体検案、身元確認に適宜従事できるように、府県警察本部検視部門及び鑑識課内の身元確認部門への紹介を行う。また、法医学や法歯科学に従事する医師・歯科医師に対しては、まず3校内におけるポジションを用意する。すなわち、連携3校において、定員枠が空いている助教ポストに優先的に就職できるようにする。特に、今回のプログラムで増設した特任教員ポストは、プログラム終了後も滋賀医大で維持して、死因究明等の施策実施に貢献できるようにする。また、滋賀医大では、文部科学省の事業として、研究医養成コースの運営を続けてきたが、大学がその事業を引き継ぐ体制も出来上がっている。大学院修了後に特任助教枠が2枠確保されており、これを有効利用することでポストが用意できる。

大阪市内には大阪府監察医事務所があり、大阪市内における監察医制度を運用している。ここでは死体検案、行政解剖を行っていることから、ここへ就職することも可能である。また、京府医大は京都府内の保健所に医師を派遣しているため、京都府内の保健所で医師として活動することが可能である。さらに、法務省大阪矯正管区内における矯正施設において医師・歯科医師として活躍する場もある。管区内で矯正医官が不足している施設への就職も可能になる。

・新たな人材養成と人材配置に伴う地域の死因究明体制

まず、各地域で不足している死体検案や災害時に対応できる医師や歯科医師を充実させるべく、最初の3年間で計12人、5年間で計22人を充填させる。

法医解剖数については、年ごとの異状死体数によって変化することがあるが、3校ともに当該地区の異状死体に対して8%以上の剖検率が維持できるように関係諸機関等に働きかける。また、検査については、死体検案で終了する事案においても薬毒物検査あるいは画像検査が必ず実施されるようにし、現在よりも実施数が増加するようにする。

（2）教育プログラム・コース → 【様式2】

2. 事業の実現可能性

(1) 運営体制

①事業実施体制

まずは、3校の法医学教室が各自自治体、警察等の機関と連携し、それぞれが主となるプログラムの応用を図る。そして、プログラム内で適宜関係機関や大学同士が連携する（図のとおり）。実施においては第三者が中心となる評価委員会を立ち上げ、実施計画・状況についての確認や検討をもとに質向上に向けた助言を行う。これを受けて、適宜事業内容を改善しつつ実施する（PDCAサイクルに基づく運用）。

滋賀医大法医学では、県の健康医療福祉部、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、県警察本部、検察庁とともに死因究明体制の整備を推進しており、すでに円滑な連携関係が構築されている。また、一杉教授は、法務省大阪矯正管区の矯正医療アドバイザー、おうみ犯罪被害者支援センター副理事長を務めていることから、これらの機関とも連携できている。したがって、まずは県内のエキスパートを集めて質の高い講義を行い、それぞれの現場での実習が実践できる。また、前記のように臨床業務を行っており、法医学の知見・能力を臨床医学に活用できる医師・歯科医師の養成には相応しい拠点となる。そこで、本プロジェクトを中心的な立場で運用していく。同教室に在籍する大学院生・研究生は9人であり、現在でも多くの医師等が研究や実務の研鑽に訪れている。この数は一大学としては全国で最多（文科省医学教育課資料による）である。また、学部学生を対象とした法医学の研究医コースにも4人が在籍している。したがって、将来は十分にプログラム参加者が見込まれる。

京府医大法医学であるが、京都府内における法医解剖の約6割を担当し、京都府警察、京都府医師会や京都府健康福祉部とともに死因究明体制について深く連携している。また、京都府家庭支援センターとの関係も深く、児童虐待の予防や問題解決にも協力している。さらに、歯科学教室とともに法歯科学の教育にも力を入れている。教授は元科学警察研究所に在籍しており、裁判科学についての専門家である。最先端の薬毒物分析機器を導入し、薬毒物にかかわる教育・研究に力を入れている。また、早期よりCTを設置し、放射線医学教室とともに死因究明に画像診断を積極的に取り入れている。2021年2月には80列マルチスライス デュアルエナジーCTを導入して、質的診断も可能になった。異状死体に対する年間のCT撮影数は750以上である。スタッフの医師は全員臨床経験を有することから、法医学の知見を活用した臨床業務への指導も十分に行える。なお、同教室には現在4人の大学院生が在籍し、ここ6年連続して入学者がいる。さらに近隣の医師・歯科医師3人が研究や実務の研鑽に訪れている。したがって、将来のプログラム参加者が十分に見込まれる。

大阪医薬大法医学は大阪府警と連携して大阪府内の死体検案及び法医解剖を担当している。特に、遺伝子解析に力を入れており、個人識別から心臓突然死の遺伝子解析まで幅広い研究を行っている。厚生労働省の委託による戦没者遺骨収集身元確認事業を実施しているほか、全国の検察・警察からのDNA鑑定を受託している。京府医大や滋賀医大のいずれもが専門としない領域であり、法医学のエキスパートを養成するための教育内容を盤石にできる。

②自己評価体制

本事業の実施においては、PDCAサイクルにしたがって、第三者を中心とした評価を毎年行いながら進める。すなわち、教育担当者及び大学院生の自己評価、実績等の客観評価を毎年行う。評価は、各大学において大学院教育を統括する教育関係部署の教授、学外の医療行政関係者、死因究明等に携わる第三者の医師、地域の有識者で構成される評価委員会を設置して継続的に行う。評価委員会は年に2回行い、1回目は実施事業計画等を審議し、必要な助言、改善に向けた意見等を行う。2回目は、実施状況の確認と次年度に向けた提言を行い、次年度の実施計画改善などに反映できるようにする。

③連携体制（連携校との連携体制や役割分担 等）

3大学ともに十分な法医解剖を実施している。したがって、死体検案や法医解剖については各大学で実習・演習等が実施できる。前記のように各大学の強みと主たる役割分担、各コースへの寄与に関しては以下のとおりである。

滋賀医大：法医病理学、外傷学、予防医学、県内の諸団体や行政との強固な連携に基づく臨床法医学の実践が強み。したがって、Forensic Physician養成、Police Doctor 養成を主たる担当とするほか、滋賀県が各プログラム実施における実習・演習の場となる。

京府医大：法歯科医学、法医画像診断学、薬毒物分析学、法看護学等の実践が強み。したがって、Forensic Dentist養成を主たる担当とするほか、法医画像診断学、法医中毒学等については、他のコースを担当する。

大阪医薬大：DNA解析と個人識別業務の実践が強み。法科学に関する鑑定経験が豊富であることから、Forensic Specialist養成を主たる担当とする。

キャリアパス構築に関する連携であるが、連携3校において、定員枠が空いている助教ポストを有効活用する。また、プログラム終了後も滋賀医大で維持予定である特任教員ポストも利用する。滋賀医大における研究医養成コース修了者に対しては、大学院修了後に用意されている2つの特任助教枠を有効利用する。さらに、京府医大の池谷教授が大阪府監察医事務所の監察医を兼務していることから、同所への就職が斡旋可能である。また、京府医大をとおして、京都府内の保健所に医師として就職することもできる。法務省大阪矯正管内の矯正施設への医師・歯科医師としての就職も、同管区矯正医療アドバイザーである滋賀医大一杉の斡旋によって可能となる。地区を超えた取り組みとして、兵庫監察医務室と連携する。同室は法に基づいて神戸市内における監察医業務を行っているが、非常勤職での就職が可能であるので、同所への非常勤監察医としての就職も斡旋する。

④連携体制（自治体、医療機関等との連携体制や連携の特色 等）

3校ともに日頃から法医解剖や死体検案といった実務を担当している故、当該警察本部とは連携体制が構築している。さらに3校ともに常勤教員の殆どが臨床経験のある医師であるので、被虐待児の診察や鑑定に従事しており、地域の児童相談所とも連携している。さらに今回のプロジェクトでは、地域全体で法医学の知識を有する医師・歯科医師を有効活用し、地域のさらなる安全・安心に資するということである。これらについては滋賀県が先進的な取り組みを行っている故、この体制を滋賀県から京都や大阪といった近隣へ波及させるということで行政同士の連携も行っていく。

滋賀県では、死因究明等は高い公共性を有するものであり、地方公共団体を始め社会全体が追求していくべき重要な公益性を有するという考えを共有している。そして、死因究明等に係る専門的機能体制の整備に加え、それに派生する諸問題の解決に向けて関係機関・団体が協同した様々な取り組みを行っている。したがって、児童相談所や警察だけでなく、高齢者虐待や自殺問題を取り扱う市町村、被害者対策を行う被害者支援センター、矯正施設等との連携が可能になった。この連携によって、前記のように様々な場でコース修了者が活躍できる。自治体との連携目的は、このような医師・歯科医師を養成するとともに、地域において有効活用できることにもある。例えば、CDR体制整備モデル事業では、県内における多くの小児科医などが参加した。その医師らが、今後、提言に基づく県の施策に参加することで、さらに活躍の場が生じる。したがって、自治体等と連携することは、そこで医師や歯科医師が活躍する場が得られるとともに、将来における施策実施における貴重な人材の育成とも成り得る。

(2) 取組の継続・事業成果の普及に関する構想等

①取組の継続に関する具体的な構想

本取り組みが継続することは、地域において死因究明等の施策に従事できる医師・歯科医師が養成されることになり、死因究明等推進基本法に掲げられている人材育成に沿うこととなる。また、リサーチマインドに基づいて、エビデンスに基づく予防対策が立案・実践できれば地域における公衆衛生の向上に寄与できる。このような成果は地域社会に受け入れられると考え、実績をもって取り組みの継続とする。なお、本プログラムの補助期間終了後も、滋賀医大において予算を確保し大学院の課程やインテンシブコースを継続することで、安定した人材育成と供給を図る。特に、本事業終了後も特任教員ポストを確保し、地域の死因究明等に携わる医師・歯科医師が継続して活動できるように配慮する。

②事業成果の普及に関する計画

これまで滋賀県では、死因究明等推進協議会が中心となって様々な問題点を見出し、県全体で解決に向けた取り組みを行ってきた。このような地域全体で死因究明等に関する諸問題を共有し関係機関が連携することは、滋賀県のみならず近隣地区へも普及させることが望ましい。特に死因究明等推進計画でも地域における自主的な取り組みを求めていることから、都道府県ごとに施策を実施すべきと考える。すなわち、近隣大学が連携して地域に貢献するForensic Generalist 及び Forensic Specialistを養成する取り組みは、今後、わが国が求める方向性と一致すると考える。したがって、本取り組みがわが国における死因究明等に関する施策あるいは地方自治体で貴重な人材を有効活用することとも整合性が取れている。これについては、パンフレットを作成して国や都道府県の関連行政機関及び全国の医学部や歯学部へ広報したい。そして、専門的人材が乏しい地区には、期間を限定して、当該プログラム修了者等を派遣し、当該地区の人材育成に貢献できるように努める。すなわち、官民学が一体となって、地域で活躍する専門家を育成できるよう活動していく。

3. 実施計画

(1) 年度別の計画

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 7月 大学院コース新設、募集要項を作成。 ② 8月 本事業の遂行に必要な事務補佐員を雇用。事業実施担当者によって講義内容を検討。事業に必要な資料や器機の準備を行う。広報活動を開始。 ③ 9月 講義担当者を確保し、講義概要を作成。 ④ 10月 ホームページを開設、インテンシブコース開設の説明会等。 ⑤ 11月 大学院博士課程入学試験の実施。 ⑥ 2月 評価委員会を開催し、次年度における改善点を確認。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月 入学者に対してプログラムの運用を開始。 ② 5月 評価委員会を開催、今年度の実施計画を審議 ③ 7月 次年度大学院コース説明会の実施。 ④ 8月 大学院博士課程秋期入学試験の実施。 ⑤ 9月 大規模災害時検案対策訓練、Police Doctor養成コースの実施（～10月）。 ⑥ 11月 大学院博士課程入学試験の実施。 ⑦ 2月 教員及び学生に対する自己点検評価を実施。 ⑧ 3月 評価委員会を開催し、次年度における改善点を確認
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月 入学者に対してプログラムの運用を開始。 ② 5月 評価委員会を開催、今年度の実施計画を審議 ③ 7月 次年度大学院コース説明会の実施。 ④ 8月 大学院博士課程秋期入学試験の実施。 ⑤ 9月 大規模災害時検案対策訓練、Police Doctor養成コースの実施（～10月）。 ⑥ 10月 成果の公表（法医学・法歯科医学セミナーの開催） ⑦ 11月 大学院博士課程入学試験の実施。 ⑧ 2月 教員及び学生に対する自己点検評価を実施。 ⑨ 3月 評価委員会を開催し、次年度における改善点を確認
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月 入学者に対してプログラムの運用を開始。 ② 5月 評価委員会を開催、今年度の実施計画を審議 ③ 7月 次年度大学院コース説明会の実施。 ④ 8月 大学院博士課程秋期入学試験の実施。 ⑤ 9月 大規模災害時検案対策訓練、Police Doctor養成コースの実施（～10月）。 ⑥ 10月 法医画像診断セミナーを開催、成果の公表 ⑦ 11月 大学院博士課程入学試験の実施。 ⑧ 2月 教員及び学生に対する自己点検評価を実施。 ⑨ 3月 評価委員会を開催し、次年度における改善点を確認
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月 入学者に対してプログラムの運用を開始。 ② 5月 評価委員会を開催、今年度の実施計画を審議 ③ 7月 次年度大学院コース説明会の実施。 ④ 8月 大学院博士課程秋期入学試験の実施。 ⑤ 9月 感染症対策訓練、Police Doctor養成コースの実施（～10月）。 ⑥ 11月 大学院博士課程入学試験の実施。事業参加者による成果報告に基づくシンポジウム開催。 ⑦ 2月 教員及び学生に対する自己点検評価を実施。本事業の在り方に関する公開シンポジウムを開催。 ⑧ 3月 評価委員会を開催し、5年間の実施状況についての総括・総合評価を実施。今後の在り方についての答申を取りまとめ。

教育プログラム・コースの概要

大学名等	滋賀医科大学大学院医学系研究科・京都府立医科大学医学研究科・大阪医科薬科大学大学院医学研究科						
教育プログラム・コース名	Forensic Physician 養成コース						
取組む分野	<input checked="" type="checkbox"/> 法医学 <input type="checkbox"/> 歯科法医学 <input type="checkbox"/> 法中毒学 <input checked="" type="checkbox"/> その他（臨床法医学、法医画像診断学） ※該当する分野をチェックしてください。（複数選択可能）						
対象者	博士課程学生（※医師免許を持つ者）						
修業年限（期間）	4年						
養成すべき人材像	法医学に関する知見や能力を備えた臨床医を育成する。医療現場で遭遇する異状死に対して適切な死体検案ができること、被虐待児や被虐待高齢者の診察を行い、損傷発生機序を正確に判断できること、犯罪被害者や死者の家族などに対する適切なグリーフケアができることなどを到達目標とする。また、矯正医療や性犯罪被害者の診察等に従事することも望まれる。						
修了要件・履修方法	〔修了要件〕原則として、所属する各大学院の必要単位を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文審査及び最終試験に合格すること。						
履修科目等	〈共通科目（必修）〉12単位 法医画像診断学（4単位）、個人識別学（4単位）、臨床法医学実習（4単位） 〈コース必修科目〉8単位 先端法医学実習（4単位）、薬毒物中毒学（4単位） 〈コース選択科目〉10単位以上 小児科学特論（4単位）、ウイメンズヘルス学特論（2単位）、病理学実習（4単位）、外3科目12単位						
教育内容の特色等（新規性・獨創性）	地域で活躍する臨床医を養成することから、死体検案や被虐待児の診察など、実務に役立つ具体的内容を取り上げる。さらに、県健康医療福祉部、地域医師会、犯罪被害者支援センターなど、地域における関係機関や団体が実習・演習などを中心に講師として参画する。 これらの点は新規性が高く、かつ現状を分かりやすく把握できるという点で適切な受講環境が整っている。						
指導体制	滋賀医大法医学および滋賀県医師会などの関連団体、京府医大法医学、大阪医大薬大法医学の教員を中心に講義・演習・実習を行い、3校における関連臨床分野の教員が適宜参画する。						
教育プログラム・コース修了者のキャリアパス構想	<p><キャリアパスの構築について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・優秀な成績で修了した学生に対して、連携3校のいずれかで助教のポストを確保する。また、本プログラム用に設けた特任助教ポストも用いる。また、滋賀医大がすでに研究医コース修了者のために確保してある2ポストも流動的に使用する。 ・地域における警察協力医（非常勤）、大阪府監察医事務所（常勤・非常勤）、兵庫県監察医事務所（非常勤）、京都市内の保健所、矯正医療関連施設（常勤・非常勤）について適宜利用する。 <p><プログラム受講者に対するキャリアパスの明示方法について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本コースの学生募集の際に、募集要項及びホームページに明示する。 						
受入開始時期	令和4年4月						
受入目標人数	対象者（職種ごとに記載）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
	博士課程学生	0	1	0	1	0	2
							0
							0
	計	0	1	0	1	0	2

※教育プログラム・コースごとに作成して下さい。

※各欄の行の高さは自由に変えて結構です。横幅は変えないでください。

教育プログラム・コースの概要

大学名等	京都府立医科大学医学研究科・滋賀医科大学大学院医学系研究科・大阪医科薬科大学大学院医学研究科						
教育プログラム・コース名	Forensic Dentist 養成コース						
取組む分野	<input checked="" type="checkbox"/> 法医学 <input checked="" type="checkbox"/> 歯科法医学 <input type="checkbox"/> 法中毒学 <input checked="" type="checkbox"/> その他（臨床法医学、法医画像診断学） ※該当する分野をチェックしてください。（複数選択可能）						
対象者	博士課程学生（※歯科医師免許を持つ者）						
修業年限（期間）	4年						
養成すべき人材像	法医学に関する知見や能力を備えた歯科医を育成する。まずは全身を視て死亡の概要を理解できるようにする。そして、死体の歯牙を観察してデンタルチャートを正しく作成できること、身元確認作業が行えること、被虐待児や被虐待高齢者の診察を行い歯科所見やバイトマークの有無を確認すること、顎顔面損傷発生機序を正確に判断できることなどを到達目標とする。						
修了要件・履修方法	〔修了要件〕原則として、所属する各大学院の必要単位を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文審査及び最終試験に合格すること。						
履修科目等	〈共通科目（必修）〉12単位 法医画像診断学（4単位）、個人識別学（4単位）、臨床法医学実習（4単位） 〈コース必修科目〉8単位 歯科口腔外科実習（4単位）、口腔解剖学特論（4単位） 〈コース選択科目〉10単位以上 外科学特論（4単位）、鑑識科学総論（2単位）、救急集中治療医学実習（4単位）、外 3科目12単位						
教育内容の特色等（新規性・独創性）	地域で活躍する歯科医師を養成することから、死体の身元確認、被虐待児にみられるバイトマークの鑑定、口腔所見の診察といった実務に役立つ具体的内容を取り上げる。さらに、さらに、県健康医療福祉部、府県歯科医師会、犯罪被害者支援センターなど、地域における関係機関や団体が実習・演習などを中心に講師として参画する。 これらの点は新規性が高く、かつ現状を分かりやすく把握できるという点で適切な受講環境が整っている。						
指導体制	京府医大法医学及び歯科、滋賀医大法医学及び歯科口腔外科、大阪医薬大法医学及び口腔外科の教員を中心に講義・演習・実習を行う。そして、京都府歯科医師会、滋賀県歯科医師会に所属する歯科医師が適宜参画する。						
教育プログラム・コース修了者のキャリアパス構想	<p><キャリアパスの構築について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・優秀な成績で修了した学生に対して、連携3校のいずれかで助教のポストを確保する。また、本プログラム用に設けた特任助教ポストも用いる。 ・京都府、滋賀県、大阪府内における警察協力歯科医（非常勤）、矯正医療関連施設（常勤・非常勤）について適宜利用する。 <p><プログラム受講者に対するキャリアパスの明示方法について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本コースの学生募集の際に、募集要項及びホームページに明示する。 						
受入開始時期	令和4年4月						
受入目標人数	対象者 (職種ごとに記載)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
	博士課程学生	0	0	1	0	1	2
							0
							0
	計	0	0	1	0	1	2

※教育プログラム・コースごとに作成して下さい。

※各欄の行の高さは自由に変えて結構です。横幅は変えないでください。

教育プログラム・コースの概要

大学名等	大阪医科薬科大学大学院医学研究科・滋賀医科大学大学院医学系研究科・京都府立医科大学医学研究科						
教育プログラム・コース名	Forensic Specialist養成コース						
取組む分野	<input checked="" type="checkbox"/> 法医学 <input type="checkbox"/> 歯科法医学 <input checked="" type="checkbox"/> 法中毒学 <input type="checkbox"/> その他（個人識別学、法医画像診断学） ※該当する分野をチェックしてください。（複数選択可能）						
対象者	博士課程学生（※医師免許を持つ者）						
修業年限（期間）	4年						
養成すべき人材像	法医実務や鑑定を主たる業務とし、法医学の専門家を育成する。法医解剖を執刀でき正しい法医鑑定ができること、法医学における幅広い知識を有すること、裁判において正しく科学的知見を述べられること、法医学に関する研究に従事できることなどを到達目標とする。						
修了要件・履修方法	〔修了要件〕原則として、所属する各大学院の必要単位を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文審査及び最終試験に合格すること。						
履修科目等	〈共通科目（必修）〉12単位 法医画像診断学（4単位）、個人識別学（4単位）、臨床法医学実習（4単位） 〈コース必修科目〉8単位 先端法医学実習（4単位）、薬毒物中毒学（4単位） 〈コース選択科目〉10単位以上 遺伝情報学実習（4単位）、裁判科学総論（4単位）、先端臨床検査技術実習（4単位）、外3科目10単位						
教育内容の特色等（新規性・独創性）	法医学の専門家として、正しい診断や分析に基づく正確な鑑定が求められる。したがって、幅広い専門的知識の修得と、その実践が欠かせない。今回は連携3校が、それぞれ専門とする内容を教育する故、幅広い専門的内容を教授できる。したがって、単大学で行っていたこれまでの大学院教育よりも質が高いと考える。また、地域との強い連携に基づいて、地域で活躍する関係機関、団体の関係者から直接指導を得られる。したがって、受講者は実務的な内容を幅広く得られることになり、十分な受講環境が整っていると考える。						
指導体制	大阪医薬大法医学、滋賀医大法医学、京府医大法医学の教員を中心に講義・演習・実習を行う。適宜、3校における関連臨床分野の教員が参画する。						
教育プログラム・コース修了者のキャリアパス構想	<p><キャリアパスの構築について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・優秀な成績で修了した学生に対するキャリアパスとして、連携3校のいずれかで助教のポストを確保する。また、本プログラム用に設けた特任助教ポストも用いる。また、滋賀医大がすでに研究医コース修了者のために確保してある2ポストも流動的に使用する。 ・大阪府監察医事務所（常勤・非常勤）、兵庫県監察医事務所（非常勤）、京都府内保健所を適宜利用する。 <p><プログラム受講者に対するキャリアパスの明示方法について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本コースの学生募集の際に、募集要項及びホームページに明示する。 						
受入開始時期	令和4年4月						
受入目標人数	対象者 (職種ごとに記載)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
	博士課程学生	0	1	0	1	1	3
							0
							0
	計	0	1	0	1	1	3

※教育プログラム・コースごとに作成して下さい。
 ※各欄の行の高さは自由に変えて結構です。横幅は変えないでください。

教育プログラム・コースの概要

大学名等	滋賀医科大学、京都府立医科大学、大阪医科薬科大学						
教育プログラム・コース名	Police Doctor 養成コース【インテンシブ】						
取組む分野	<input checked="" type="checkbox"/> 法医学 <input checked="" type="checkbox"/> 歯科法医学 <input type="checkbox"/> 法中毒学 <input checked="" type="checkbox"/> その他（臨床法医学、法医画像診断学） ※該当する分野をチェックしてください。（複数選択可能）						
対象者	医師・歯科医師						
修業年限（期間）	2ヶ月						
養成すべき人材像	地域で活躍する医師や歯科医師を対象に、基礎的内容を集中的に学ぶ。到達目標は、警察協力医、子ども家庭相談センターの委託医として死体検案、身元確認、犯罪被害者の診察等に従事できることである。						
修了要件・履修方法	・医師コース、歯科医師コースそれぞれにおいて、全8回（1回90分）の講習に参加する。						
履修科目等	<医師コース> ①死体検案総論 ②内因性急死の診かた ③外傷死の診かた ④薬毒物中毒検査 ⑤グリーンケア ⑥被虐待者の診かた ⑦矯正医療 ⑧個人識別 <歯科医師コース> ①死体検案総論 ②顎顔面外傷 ③外傷死の診かた ④薬毒物中毒検査 ⑤大規模災害 ⑥被虐待者の診かた ⑦矯正医療 ⑧個人識別						
教育内容の特色等（新規性・独創性）	実地医師・歯科医師が、法医学的知識・技能を身につけて、地域で活躍できるよう、修得すべき最低限の内容を短期間でコンパクトに提供する。日本医師会等で行っている死体検案講習会と異なり、地域の事情を考慮して、直ちに現場で活躍できるような内容にまとめている点では新規性が高い。平日の夜間に90分ずつ実施することで、実地医師・歯科医師でも参加できるよう受講環境に十分配慮している。						
指導体制	医師コースは滋賀医大法医学など、京府医大法医学、大阪医薬大法医学の教員を中心に講習を行い、関連臨床分野の教員が適宜参画する。また、地域医師会や犯罪被害者支援センターの関係者などが講習の一部を担当する。歯科医師コースは京府医大法医学及び歯科、滋賀医大法医学及び歯科口腔外科、大阪医薬大法医学及び口腔外科の教員を中心に講習を行う。そして、京都府歯科医師会、滋賀県歯科医師会に所属する歯科医師が適宜参画する。						
教育プログラム・コース修了者のキャリアパス構想	<キャリアパスの構築について> ・医師コースでは、地域における警察嘱託医（非常勤）、あるいは子ども家庭相談センターからの委託医として活動していただく。そして、大阪府監察医事務所（常勤・非常勤）、兵庫県監察医事務所（非常勤）、矯正医療関連施設（常勤・非常勤）について適宜利用する。 ・歯科医師コースでは、地域における警察嘱託医（非常勤）、あるいは子ども家庭相談センターからの嘱託歯科医として活動していただく。矯正医療関連施設（常勤・非常勤）について適宜利用する。 <プログラム受講者に対するキャリアパスの明示方法について> ・本コースの学生募集の際に、募集要項及びホームページに明示する。						
受入開始時期	令和4年4月						
受入目標人数	対象者 (職種ごとに記載)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
	博士課程学生	0	6	6	5	5	22
							0
							0
	計	0	6	6	5	5	22

※教育プログラム・コースごとに作成して下さい。
※各欄の行の高さは自由に覚えて結構です。横幅は変えないでください。

地域で活躍する Forensic Generalist, Specialist の養成

先進的・特色ある取り組みに基づく教育

【法医学の知見・能力を活用できる実地医家】

- ◆ 死体検案・身元確認
- ◆ 被虐待児・高齢者の診察
- ◆ 犯罪被害者、家族の心身ケア
- ◆ 大規模災害時の医療活動
- ◆ 矯正医療

Forensic Physician

博士課程

Forensic Dentist

博士課程

Police Doctor

(インテンシブコース)

【死因究明等に関する優れた知識・技能を有する専門家】

- ◆ 法医学解剖
- ◆ 法医学画像診断
- ◆ 生化学・薬毒物検査
- ◆ 病理組織学的検査
- ◆ DNA解析・個人識別
- ◆ 事故再現 (FEモデル)

鑑定

Forensic Specialist

博士課程

外因死遺族への心のケア相談窓口
(滋賀医)

性暴力被害者総合ケアワンストップ
(滋賀県)

子どもの死因究明体制整備モデル事業
(厚労省→滋賀医,京府医)

戦没者慰霊事業におけるDNA鑑定
(厚労省→大阪医)

近畿地区の矯正医療
(法務省大阪矯正管区→滋賀医)

交通事故死者データベースによる予防対策の推進
(滋賀医)

死体検案研修会見学実習
(日本医師会→滋賀医,京府医,大阪医)

医師による遠隔からの死亡診断をサポートする看護師研修
(厚労省・文科省→京府医)

地域・社会との連携に基づく3校の取り組み

【3校連携の強み】

- ◆ 地域で活躍する医療者の育成が共通の使命
- ◆ 3校ともに充実した実務経験
年間400体以上の法医学解剖、750以上のCT画像診断の実績
- ◆ 互いに補完し合う高い専門性
- ◆ 地域との連携に基づく臨床法医学の実践

【期待される効果】

- ◆ 法医学の知識・技能を修得した医師・歯科医師が地域で活躍
- ◆ 死因究明等に関する地域の施策を円滑に推進
- ◆ 地域のヘルスプロモーション・セーフティプロモーションに寄与

